

令和5年度 第9回庁議要旨

日時：令和5年8月17日（木）

午前9時～午前9時 分

会場：庁議室

[審議事項]

1 請求書及び入札書等の押印の廃止について（総務部）

令和3年1月に本市が策定した「行政手続きに関する押印、書面規制等の見直し指針」において、入札書、見積書及び委任状（以下「入札書等」という。）や請求書については、押印を必要としていたが、令和5年3月24日に同指針を改定し、押印を存続する書類については、「地方自治法第234条第5項の規定により押印が義務付けられている契約書」及び「協議書、協定書、覚書」に限定したことから、入札書等及び請求書は、押印を廃止することが可能となった。

各種取引に伴う請求書や契約事務に係る各種書類の押印を廃止し、DX化推進に伴う各種書類の電子提出などを検討しながら、市民及び事業者の事務負担軽減を図る。

(1) 主な内容

ア 押印を廃止する書類

(ア) 請求書（石巻市会計規則関連）

(イ) 入札書、見積書、委任状（石巻市契約規則関連）

イ 押印廃止の実施日

(ア) 令和5年10月1日以降に取引等により発行される請求書から実施する。

(イ) 令和5年10月1日以降に指名通知又は入札公告を行う入札及び見積依頼を行う随意契約から実施する。

なお、押印を廃止した後に、押印された文書が提出された場合においても、有効なものとして取り扱うこととする。

請求書については、押印廃止後、PDFファイルを電子メールに添付しての提出を可能とする。

(2) 今後の予定

令和5年 9月 市ホームページ及びグループウェアにより周知
関係する例規の改正

10月 押印廃止

2 令和5年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の結果について（教育委員会）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」ものとなっている。教育委員会では、平成20年度から、震災直後の平成23年度を除き、毎年実施している。

また、点検及び評価を行うに当たっては、学識経験者の知見の活用を図るものとされており、3名の学識経験者を選任し、意見聴取を行っている。

学識経験者から意見聴取した結果を報告書としてとりまとめ、公表することにより、市民に対する教育行政の説明責任を果たすとともに、適正かつ効率的な教育行政の運営に資する。

(1) 主な内容

第2期石巻市教育振興基本計画実施計画に掲載し、令和4年度に実施した事業のうち、重点的に取り組む必要のある37事業から12事業を選定し、点検及び評価を行い、その結果を別冊のとおり報告書としてとりまとめた。

【点検・評価の実施方法】

- ア 教育委員会各課等において、対象事業における実施状況、成果等の自己点検及び評価を行う。
- イ 学識経験者から意見を聴取し、報告書としてとりまとめる。
- ウ 教育委員会定例会で審議後、報告書を議会へ提出し、併せてホームページに掲載し、公表する。

(2) 今後の予定

令和5年9月 市議会第3回定例会に報告書を提出し、併せてホームページにおいて公表

3 石巻市幼児教育推進会議の設置について（教育委員会）

情報化社会の進展により世の中が激しく変化し、予測がより難しくなるこれからの時代において、自らの人生を切り拓く力を育むためには、生涯にわたる人格形成や思考力の土台をつくる幼児期における教育が重要とされている。

こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、乳児期から幼児期への切れ目のない接続と共に、幼児期におけるこどもの心身の健やかな育ちを保障し、こどもが学ぶ土台づくりを構築するため、石巻市幼児教育推進会議を設置するもの。

(1) 主な内容

石巻市幼児教育推進会議を設置し、次の事項について意見を聴取する。

ア 意見を求める事項

- (ア) 幼児教育の推進に関する施策の総合的な行動計画の策定及び進捗状況に関すること。
- (イ) 市内に住所を有する幼稚園、保育所、保育園及び認定こども園並びに市立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の連携促進に関すること。
- (ウ) 小学校就学前の子どもの育ちを支える体制の整備に関すること。
- (エ) その他幼児教育の推進に関すること。

イ 構成員

次に掲げる者のうちから、15人以内をもって構成する。

- (ア) 学識経験を有する者
- (イ) 市内に住所を有する幼稚園の関係者
- (ウ) 市内に住所を有する保育所及び保育園の関係者
- (エ) 市内に住所を有する認定こども園の関係者
- (オ) 市立小学校の関係者
- (カ) 教育委員会及び保健福祉部の職員
- (キ) その他教育長及び保健福祉部長が適当と認める者

(2) 今後の予定

令和5年9月 第1回石巻市幼児教育推進会議の開催

【その他】

なし

以上